

平井地区地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本協議会は、平井地区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を藤岡市地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例（令和4年条例第37号）に基づき設置される藤岡市地域づくりセンター平井（以下、「地域づくりセンター平井」という。）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、藤岡市の平井地区において、将来にわたり持続可能な地域コミュニティを形成することを目的として、地域づくりセンター平井を拠点とし、住民の自主的かつ主体的な地域づくり及び生涯学習の活動を推進する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 平井地区固有の課題の解決に向けた協議及び事業
- (2) 平井地区の住民のつながりを育む事業
- (3) 平井地区の団体等との連携事業
- (4) 平井地区の行事、文化等の継承に関する事業
- (5) 地域づくりセンター平井の活用に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めた事業

(委員)

第5条 協議会の委員は、「別表」に掲げる職にあるものをもって構成する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長は、区長会長とする。
- (2) 副会長は、藤岡市老人クラブ連合会平井支部長及び藤岡市スポーツ協会平井支部長とする。
- (3) 監事は、行政区順に各区会計（区長代理）2名とし、2年ごとの持ち回りとする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- (3) 監事は、協議会の会計事務を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員された役員及び委員の任期は、前項にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 必要に応じ、協議会に顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに充たる。

3 会長は、必要に応じて、役員及び委員以外の者に対し、協議会の会議への出席を要請することができる。

4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第11条 協議会の会議は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) 会則の制定改廃に関すること。

(5) その他重要事項に関すること。

(部会)

第12条 協議会は、第3条に掲げる目的を達成するため、事業の計画立案又は実行のための部会を設けることができる。

2 部会は、会長が委員の中から任命する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会を代表し会務を総理するとともに、会議の議長となる。

(事務局)

第13条 協議会は、事務局を地域づくりセンター平井に置く。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報の取り扱い)

第15条 協議会が各種事業を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この会則に定める事項のほか、運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年5月26日から施行する。

平井地区地域づくり協議会の構成

会則第5条別表

区 分	職 名
地域住民代表	第59区長 第60区長 第61区長 第62区長 第63区長 第59区長代理 第60区長代理 第61区長代理 第62区長代理 第63区長代理
教育委員会関係団体の長	平井小学校長 西中学校長又は教頭、西中学校PTA平井代表の内1名 平井小学校PTA会長 西中学校PTA平井代表 平井子ども会育成団体連絡協議会長 藤岡市スポーツ協会平井支部長 青少年育成補導推進協議会平井支部長 学校運営協議会平井代表
各種関係団体の長	藤岡市老人クラブ連合会平井支部長 更生保護女性会平井支部長 平井地区民生委員児童委員協議会長 防犯協会平井部会長 消防団第6分団長 交通安全協会平井分会長 JA多野藤岡藤岡南支店長 JA多野藤岡女性会平井支部長 平井地区地域支え合い協議体会長